

## 下水道法施行令一部改正 国交省



平成 17 年 10 月 21 日開催の閣議で、(1) 平成 17 年 6 月 22 日に公布された改正下水道法の施行期日を 17 年 11 月 1 日とする政令案と (2) 下水道法施行令の改正内容が閣議決定されました。

このうち下水道法施行令の改正内容は、改正下水道法の内容に、以下の 4 点が盛り込まれました。

- (1) 流域別下水道整備総合計画に終末処理場ごとの放流水中窒素またはりん含有量削減目標・削減方法を設定すること
- (2) 高度処理が可能な終末処理場を管理する自治体が、他の自治体の削減目標相当分の窒素削減を担うかわりに管理費用の一部を他の自治体に負担させる制度を設置すること
- (3) 2 つ以上の市町村で雨水を排除する下水道を「雨水流域下水道」として整備可能とすること
- (4) 人に健康被害をもたらすおそれがある物質や油を公共下水道に流入させた事業者に応急措置、事故についての届け出を義務づけること

(一) 流域別下水道整備総合計画に放流水の窒素またはりん含有量削減目標などを定めなければならない公共水域の要件、(二) 高度処理が可能な終末処理場放流水中の窒素またはりん含有量の水質基準（窒素含有量：リットルあたり 20 ミリグラム以下、りん含有量：リットルあたり 3 ミリグラム以下）、(三) 費用の一部を他の地方公共団体に負担させる場合の国庫補助額、(四) 雨水流域下水道の雨水流量調節施設の構造基準、(五) 事故時の措置の対象となる物質・油の内容、(六) 事故時の措置の規定が適用されない場合、(七) 排水施設・処理施設に共通する構造基準の見直し、などの規定を整備しています。なお、下水道法施行令改正内容の施行期日も、改正法施行日と同じ 17 年 11 月 1 日とされていましたが、(七) の施行期日のみ 18 年 4 月 1 日とされています。

当社では、下水道法に基づく水質基準項目の分析調査を多検体、短納期で報告します。正確迅速親切的な対応致します。

資料：2005 年 10 月 20 日付 E I C ネット

総務箇所 横山美代子

The Knights of Environmental Science  
**内藤環境管理株式会社**

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817  
 URL : www.knights.co.jp

### 事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

